

～ 空き家の利活用を考えませんか？ ～



空き家バンクのご案内

- 「野木町空き家バンク」は利用可能な空き家の登録情報を公開し、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行うものです。
- 媒介（仲介）は町と空き家バンクの協定を締結した県宅建協会から選ばれた宅地建物取引業者が契約交渉を行いますので安心してご利用できます。物件登録・利用登録お待ちしております！

野木町空き家バンクの流れ



(公社) 栃木県宅地建物取引業協会【協力媒介業者】

3. 交渉・契約

交渉・契約手続きは媒介業者を通して当事者間で行っていただきます。
※成約時には宅地建物取引業法に基づく媒介手数料が発生します。

登録対象となる空き家

町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅(併用住宅を含む)及びその敷地
※野木町空き家バンクへの登録可否の判定は、登録要件や書類・現地調査等により総合的に判断します。

【空き家バンクに関するお問い合わせ先】

野木町役場 総合政策部 政策課 政策推進係 (移住定住促進班)

☎ 0280-57-4178 ✉ seisaku@town.nogi.lg.jp

野木町空き家バンクへの
アクセスはこちらから↓



家の引き継ぎ方について考えてみませんか？

現在、建物をお持ちの方へ

建物をお持ちの方は、将来の引き継ぎ方について、下記のポイントを確認しておきましょう。相続人が多数いる場合や権利関係が複雑な場合は、将来引き継ぐときに、より多くの費用や時間がかかってしまいます。

ポイント1 現在の登記の確認を行う

建物は、亡くなった方の登記名義のままのものや、未登記のものがあります。法務局で登記事項証明書などを取得し、登記名義が誰になっているか確認しておきましょう。

ポイント2 相続などについて事前に話し合っておく

相続などについて家族・親族間で事前に話し合っておきましょう（誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか）。場合によっては、遺言書（公正証書が望ましい）の作成を検討しましょう。

ポイント3 専門家に相談する

必要に応じて、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談し、手続きを確認しておきましょう。

各種相談窓口

（※詳細は各窓口へ直接お問い合わせください。）



団体名	内容	電話番号
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県南支部	土地・建物など不動産取引に関する相談	0282-27-9088
栃木県司法書士会	登記、相続、遺言、成年後見に関する相談	028-614-1122
栃木県弁護士会	相続、遺言、権利調整等の相談	028-689-9001
栃木県土地家屋調査士会	土地建物の登記状況、境界に関する相談	028-621-4734
一般社団法人栃木県建築士会	空き家のリフォーム、住宅診断等	028-639-3150
栃木県行政書士会	空き家、相続遺言等の書類に関する相談	028-638-0919
一般社団法人移住・住みかえ支援機構	マイホーム借上げ制度について	03-5211-0757

不動産無料相談会のお知らせ

町役場にて、不動産に関するお悩みや疑問についての相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。

会場 野木町役場

申込 政策課政策推進係（移住定住促進班） ☎0280-57-4178

定員 先着3組（1組1時間）町民・町内不動産所有者

相談員 公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会 県南支部 理事

偶数月

第2火曜日

（祝日の場合変更あり）

9時～12時

もし空き家の所有者になったら適正な管理を！

空き家とは？

年間を通して日常的に利用されていない建物のことをいいます。

放置してしまうと…
こんな危険が！

不審者に侵入されたり
ごみの不法投棄をされ
たりしてしまいます。

草木が繁茂し、近隣
の家や道路に悪影響
を及ぼします。

建物が傷み、屋根や
外壁材が落下・飛散
する危険があります。

蜂などの害虫の発生源
となります。

空き家の管理は所有者・管理者の責任です！

空き家は個人の資産であり、所有者や管理者は空き家を適切に管理する責任（※）があります。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人がケガした場合、空き家の所有者や管理者は 損害賠償 を請求される可能性があります。（※所有者が亡くなっている場合は、相続人全員に管理責任があります。）

【損害賠償額試算例】

（出典：公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算結果」）

家屋倒壊により、隣接家屋の全壊・死亡事故
（※夫婦、子供の計3人が死亡）が起こった場合

損害賠償額：約2億円

外壁材等の落下により、道路歩行者の死亡事故
（※11歳の男児が死亡）が起こった場合

損害賠償額：約6千万円



空き家の管理は代行サービスの利用を検討しましょう。

遠方に住んでいる、高齢などの理由により、所有者ご自身が空き家を管理することが難しい場合は、民間管理代行サービスの利用をご検討ください。

※ 公益社団法人野木町シルバー人材センターでは、下記業務を行っております。ぜひ一度ご相談ください。

連絡先 公益社団法人野木町シルバー人材センター（☎0280-56-2137）
業務内容 空き家等の見回り・除草、植木の剪定（樹高4m、幹の太さ20cm未満）等

売却や賃貸などの活用を検討しましょう。

ご自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうこともご検討ください。
また、空き家を解体して、家庭菜園、駐車場、貸地などに土地を活用する方法もございます。

※野木町空き家バンクに登録しませんか？ **登録は無料**
空き家バンクとは、利用可能な空き家の登録情報を公開し、売買や賃貸借のマッチングを行うものです。
空き家情報は町ホームページや全国版空き家バンクのサイトなどをご確認ください。

野木町内の空き家を「売りたい、貸したい」方はぜひご登録ください。

